

平成28年9月27日
神戸市行政不服審査会決定

神戸市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

次の表の類型に掲げる審査請求に該当するものについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により、神戸市行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

番号	類 型	理 由
1	<p>（固定資産税課税台帳に登録された価格に関する審査請求）</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）第432条第1項の規定により固定資産税課税台帳に登録された価格に関する審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とした審査請求（他の理由による不服を含む場合を除く。）</p>	<p>地方税法第432条第1項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服は、当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができないため（同条第3項）。</p>
2	<p>（継続的給付の差押えに係る配当処分に関する審査請求）</p> <p>市税その他公債権の滞納処分における配当処分であって、次のいずれにも該当するものに対する審査請求</p> <p>(1) 給料その他継続的給付に係る債権に対する差押えにより第三債務者等から給付を受ける金銭を配当するものであり、当該差押えの効力が当該滞納処分に係る債権及び滞納処分費の額を限度として、差押えの後に受ける給付に及び、限度額に至るまで継続して取り立てる性質のものであること。</p> <p>(2) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第5章第1節第6款（差押禁止財産）の規定に抵触しないことが明らかであること。</p> <p>(3) 過去に同一の差押えに基づく配当処分に係る審査請求が提起され、既に審査会の答申がなされていること。</p> <p>(4) (3)に掲げる過去の審査会の答申後、答申を見直すべき新たな事情が認められないこと。</p>	<p>国税徴収法に基づく滞納処分において、継続的給付に係る債権を差し押さえた場合には、1個の差押処分にに基づき、継続的給付に対し定期的に取り立てを行い、複数の配当処分が行われることとなる。</p> <p>後続の配当処分については、特段の事情の変化がない限り、見直すべき理由が生じない性質のものであると考えられ、同様の内容で先例となる答申が存在している場合は、審査会に諮問したとしても結果が変わらないと認められるため。</p>